米国におけるインターネット上の偽・誤情報に対する制度的対応の状況に関する調査結果報告書

三浦法律事務所
Miura & Partners US

弁護士 坂尾佑平、弁護士 大滝晴香

Miura & Partners US 弁護士 Tasha A. Yorozu

弁護士 Anne C. Lew

弁護士 Adrienne C. Lipoma





サマリー

- ▶ 米国では、言論の自由が広く認められており、政府が言論の内容を規制することは、わいせつ、児童ポルノ、誹謗中傷、脅迫、喧嘩、虚偽広告等の一部の表現を除き、基本的に認められない。
- ▶ 言論の自由により保護されない上記例外的な表現については、法律や判例 法により規制されており、民事上・刑事上の責任が発生し得る。
- ▶ 民事上の責任に関しては、個人に関する誤情報、ディープフェイク技術を 使用した誤情報、商業目的の誤情報等につき、法規制が存在する。
- ▶ 刑事上の責任に関しては、商業目的の誤情報、虚偽の選挙運動資料、爆破 予告や虚偽の犯罪報告等につき、法規制が存在する。
- ▶ 民事裁判では、名誉棄損や虚偽広告等が問題とされることが多く、1億ドルを超える損害賠償を認める判決が下される場合もある。
- ▶ 刑事裁判では、虚偽情報を用いた脅迫行為等が問題とされた裁判例は存在 するものの、民事裁判に比べて件数は少ない。



I. 民事上又は刑事上の責任を問う法制度



米国におけるインターネット上の言論の自由の枠組み

- ▶ 政府が言論の内容を規制することは、わいせつ、児童ポルノ、誹謗中傷、 脅迫、喧嘩、<u>虚偽広告等の一部の表現を除き</u>、基本的に認められていない (The First Amendment to the US Constitution)。
- ▶ 保護されるべき言論に対する政府の法規制は、最高レベルの司法機関による厳格審査の対象となり、当該法律が①やむを得ない政府の利益を実現するために必要であること、及び②最も制限の少ない方法で言論を規制対象とするよう狭く調整されていることを立証しない限り、違憲と推定され、かかる基準を満たすケースは少ない。
- ▶ 連邦最高裁判所は、虚偽や誤解を招く言論も保護されるべき言論であると 判断している(US v. Alvarez, 567 U.S. 709 (2012))。



米国におけるインターネット上の言論の自由の枠組み

- ▶ 他方、ソーシャルメディア企業は、(政府に適用される)the First Amendment to the US Constitutionの規制を受けず、自身のプラットフォーム上での個人や組織による言論の掲載、修正や削除を含むコンテンツの編集について完全な裁量権を持っている。
- ➤ なぜなら、第一に、(非政府・民間の組織である)ソーシャルメディア企業 自身が、 the First Amendment to the US Constitutionの「言論の自由」を有する ため、政府はソーシャルメディア企業の言論活動を制限したりコントロール することは出来ないからである。
- ▶ 更に、Section 230 of the Communications Decency Act of 1996は、ユーザーがプラットフォームに投稿するコンテンツの内容のみならず、コンテンツの配信、削除、修正、さらにはユーザーのアカウント停止や解約などのいかなる決定からもソーシャルメディア企業を免責し保護しているため、ソーシャルメディア企業が(従来のTVや新聞などの媒体と異なり)訴訟などのリスクを恐れずに自由に裁量を行使することを可能にしている。



インターネットにおける虚偽情報発信の責任を問う法制度

※州の法規制についてはカリフォルニア州をに限定して調査を行った。

1. 民事上の責任

- ① 個人に関する誤情報
 - 名誉棄損(Defamation): California Civil Code Sections 44, 45a, and 46
 - プライバシー侵害(False Light Invasion of Privacy):名誉毀損に至らない誤情報の暗示に関するCalifornia common law
- ② ディープフェイク技術を使用した誤情報
 - 肖像権侵害(Right of publicity):California Civil Code Section 3344
 - 非合意のディープフェイクポルノ(Nonconsensual deepfake pornography): California Civil Code Section 1708.86
 - 選挙に影響を与えるための選挙運動に関する偽情報の流布(Deepfake campaign misinformation to influence elections): California Elections Code Section 20010
- ③ 商業目的の誤情報
 - 虚偽広告(False advertising): Federal Truth in Advertising under 15 U.S.C.
 Section 52 et. seq.; California False Advertising under Business & Professions
 Code Section 17500



インターネットにおける虚偽情報発信の責任を問う法制度

※州の法規制についてはカリフォルニア州に限定して調査を行った。

2. 刑事上の責任

- ① 商業目的の誤情報
 - 詐欺に相当する虚偽広告(False advertising that rises to the level of fraud): Federal Truth in Advertising under 15 U.S.C. Section 52 et. seq.;
 California False Advertising under Business & Professions Code Section 17500

② その他

- 虚偽の選挙運動資料(False election campaign literature):California Elections Code § 18302
- 爆破予告及び虚偽の犯罪報告(Bomb threats and false reports of crime): 18 U.S.C. Section 1038
- Federal defamation lawは存在しないが、米国の約半数の州(カリフォルニア州を除く)にはcriminal defamation lawsが存在する。ただし、同法が執行されることはあまりなく、執行されたとしても、the American Civil Liberties Union(憲法その他の米国の法律で保証された個人の権利や自由を擁護し、保護することを目的とする非営利団体)より抗議がなされる可能性がある。



Ⅱ. 執行状況



執行状況

• 米国では、連邦政府及び州ごとに管轄が異なるため、偽・誤情報の発信・流布につき、民事裁判の件数やこれらの裁判例における訴額及び判決又は和解での認容額、刑事上の責任を問う逮捕、起訴及び有罪判決の件数を示す公開資料や統計は、連邦政府及び州ごとに存在する。統合されたデータベースは存在しないため、米国全体の統計的数字の提示は俄かには困難である。



III. 民事上の責任に係る裁判例(スライド5の法規制に 関する近年の損害賠償額の大きい裁判例)



民事上の責任を問う重要裁判例①

- 1. United States of America v. Eric Anthony Nepute and Quickworks LLC, 4:21-CV-00437-RLW (E.D. Mo.)(2022.11.14/2023.8.2)
- ① 原告:FTC
- ② 被告:Eric Anthony Nepute、Quickwork LLC
- ③ 虚偽情報の内容:被告らが販売するビタミンDと亜鉛のサプリメントがCOVID-19の治療・予防に使用される可能性があり、COVID-19のワクチンと同等又はそれ以上の効果を有するという科学的裏付けのない広告
- ④ 虚偽情報の発信媒体・方法:SNS及びインターネット上の広告
- ⑤ 請求内容・根拠:Section 5(a) of the FTC Act, 15 U.S.C. § 45(a)、 Section 12 of the FTC Act, 15 U.S.C. § 52及びthe COVID-19 Consumer Protection Actが禁止する虚偽及び欺瞞的広告(False and Deceptive Advertising)に該当
- ⑥ 和解内容:虚偽広告の差止めと、Quickwork LLCは100万ドル(ただし、支払不能のため一部執行猶予)、Nepute氏は8万ドルの民事罰の支払いに合意して和解



民事上の責任を問う重要裁判例②

- 2. Carroll v. Trump, 1:20-cv-07311, (S.D.N.Y.) ("Carroll I")(2024.2.8)
- ① 原告:E. Jean Carroll
- ② 被告:Donald J. Trump
- ③ 虚偽情報の内容:原告が被告より性的暴行を受けたと主張したのに対し、被告が、被告は原告のことを知らず、原告は自身の書籍の売上を伸ばすために性的暴行を受けたと嘘をついており、他の男性についても性的暴行で告発していると主張したこと
- ④ 虚偽情報の発信媒体・方法:TV、新聞、雑誌、SNS
- ⑤ 請求内容:名誉棄損(Defamation)
- ⑥ 判決内容:8330万ドルの損害賠償命令(懲罰的損害賠償6500万ドル +原告の評判に対する損害賠償1100万ドル+追加賠償730万ドル)
- ⑦ その他特記事項:次ページのCarroll II事件の後に判決が出され、 Carroll II事件の判決が出された後に作成された原告に対する中傷内 容が審理対象として追加された。



民事上の責任を問う重要裁判例③

- 3. Carroll v. Trump, 1:22-cv-10016-LAK, (S.D.N.Y.) ("Carroll II")(2023.5.11)
- ① 原告:E. Jean Carroll
- ② 被告:Donald J. Trump
- ③ 虚偽情報の内容:原告が被告より性的暴行を受けたと主張したのに対し、被告が、被告は原告のことを知らず、原告は自身の書籍の売上を伸ばすために性的暴行を受けたと嘘をついており、原告は性的暴行をするにはあまりにも醜いと主張したこと
- ④ 虚偽情報の発信媒体・方法:TV、新聞、雑誌、SNS
- ⑤ 請求内容:名誉棄損(Defamation)、性的暴行(Battery)
- ⑥ 判決内容:500万ドルの損害賠償命令(性的暴行に対する損害賠償200万ドル及び懲罰的損害賠償2万ドル、名誉棄損に関して原告の評判に対する損害賠償170万ドル及び懲罰的損害賠償28万ドル、並びにその他の損害賠償100万ドル)



民事上の責任を問う重要裁判例④

- 4. Ruby Freeman, et al. v. Rudolph W. Giuliani 1:21-cv-03354 (BAH)(2023.12.18)
- ① 原告:Ruby Freeman、Wandrea' ArShaye Moss
- ② 被告:Rudolph W. Giuliani
- ③ 虚偽情報の内容:原告らが不正選挙を行うために投票集計中の監視人を違法に排除し、違法な投票用紙をスーツケースに入れて集計の場に持ち込み、同じ投票用紙を複数回カウントしたり、投票機を改ざんしたなどと主張したこと
- ④ 虚偽情報の発信媒体・方法:TV、SNS
- ⑤ 請求内容:名誉毀損(Defamation)、精神的苦痛の意図的強要(Intentional Infliction of Emotional Distress)、民事共謀罪(Civil Conspiracy)
- ⑥ 判決内容:1億4596万9000ドルの損害賠償が命じられた。



民事上の責任を問う重要裁判例⑤

- 5. Heslin v. Jones, et al., D-1-GN-18-001835 (Tex. Dist. Ct.)(2023.1.12)
- ① 原告:Neil Heslin
- ② 被告:Alex Jones、Infowars, LLC、Free Speech Systems, LLC、Owen Shroyer
- ③ 虚偽情報の内容:2012年のSandy Hook Elementary Schoolでの銃乱射事件は自作自演で、人々から銃を取り上げるための政府による作戦であり、親子は役者であったと主張したこと
- ④ 虚偽情報の発信媒体・方法:ラジオ、TV、インターネット
- ⑤ 請求內容:名誉棄損(Defamation)、共謀罪(Conspiracy)
- ⑥ 判決内容:Neil Heslin v Alex E. Jones, Infowars, LLC and Free Speech Systems, LLC(D-1-GN-19-004651)及びScarlett Lewis v Alex E Jones, Infowars, LLC and Free Speech Systems, LLC(D-1-GN-18-006623)と統合され、Jones氏及びFree Speech Systems, LLCは、Heslin氏に対し2681万ドル、Lewis氏に対し2250万ドルの損害賠償が命じられた。



民事上の責任を問う重要裁判例⑥

- Lafferty et al. v. Jones et al., X06-UWY-CV18-604637-S (D. Conn.)(2022.11.10)
- ① 原告:Erica Lafferty、David Wheeler、Francine Wheeler、Jacqueline Barden、Mike Barden、Nicole Hockley、Ian Hockley、Jennifer Hensel、 Donna Soto、Carlee Soto-Parisi、Carlos M. Soto、Julian Soto、William Aldenberg William Sherlach Robert Parker
- 被告: Alex Emeric Jones、 Free Speech Systems, LLC
- 虚偽情報の内容:2012年のSandy Hook Elementary Schoolでの銃乱射 事件は自作自演で、人々から銃を取り上げるための政府による作戦 であり、親子は役者であったと主張したこと
- 虚偽情報の発信媒体・方法:ラジオ、TV、インターネット
- 請求內容:虛偽主張(False Claims)、名誉棄損(Defamation)、精 神的苦痛(Emotional Distress)、the Connecticut Unfair Trade Practices Act (CUTPA)
- 判決内容:陪審は9億6500万ドルの損害賠償の評決を下したが、判 事はcommon law punitive damages及びCUTPA punitive damagesに対し て懲罰的損害賠償等を含む約4億7313万9556ドルの支払いを命じた。15



IV. 刑事上の責任に係る裁判例 (スライド6の法規制に 関する近年の裁判例)



刑事上の責任を問う重要裁判例①

- United States v. Douglas Mackey, 2023 U.S. Dist. LEXIS 40796 (E.D.N.Y. Mar. 10, 2023)(2023.10.18)
- ① 被告人:Douglas Mackey(別名:Ricky Vaughn)
- ② 罪名・根拠法令:憲法及びその他の法律により保障された権利・特権(特に投票権)の自由な行使・享受において、人を傷つけ、圧迫し、脅迫する陰謀行為(18 U.S.C. Section 241)
- ③ 虚偽情報の内容:2016年の大統領選挙において、以下の内容のミームやSNS投稿を作成し、広めたこと
 - 特定の候補者の支持者はFacebookやTwitterで特定のハッシュタ グを付けて投稿することで投票することができ、また、投票し なければならない
 - 特定の候補者の支持者は、当該候補者のファーストネームを特 定の電話番号にテキスト送信することで投票することができる
- ④ 虚偽情報の発信媒体・方法:Facebook、Twitter (現X)
- ⑤ 判決内容(刑事罰の内容):懲役7か月、執行猶予2年、罰金1万 5000ドル
- ⑥ その他特記事項:本件は控訴され、現在再審査中である。



刑事上の責任を問う重要裁判例②

- 2. United States v. Christopher Charles Perez, 43 F.4th 437 (5th Cir. 2022)(2022.8.3)
- ① 被告人: Christopher Charles Perez
- ② 罪名・根拠法令: 18 U.S.C. Section 1038(a)(1)違反、生物兵器の禁止 という犯罪を模倣した虚偽の情報及びデマに該当
- ③ 虚偽情報の内容:食料品店でCOVID-19陽性の人物にお金を支払って 商品をなめさせたという虚偽の投稿をしたこと
- ④ 虚偽情報の発信媒体・方法:Facebook
- ⑤ 判決内容(刑事罰の内容):The district courtは懲役数か月、執行猶予3年、罰金1000ドルを言い渡したが、控訴審であるthe 5th Circuit Court of Appealsは当該有罪判決を支持しつつ、量刑ガイドライン(the sentencing guidelines)の適用に誤りがあるとして再審理を命じた。
- ⑥ その他特記事項:被告人はデマを禁止する法律は言論の自由を侵害すると主張したが、「真の脅し(true threats)」は保護される言論ではないと判断された。



刑事上の責任を問う重要裁判例③

- 3. United States v. James W. Clark, Case No. CR-22-00889-MTL (D.Ariz.)(2024.3.12)
- ① 被告人:James W. Clark
- ② 罪名・根拠法令:爆破脅迫(bomb threat、18 U.S.C. Section 844€)、爆弾デマ(bomb hoax、18 U.S.C. 1038(a))及び州を超えた脅迫(interstate threat、18 U.S.C. Section 875)に該当
- ③ 虚偽情報の内容:アリゾナ州選挙職員に対する爆破予告
- ④ 虚偽情報の発信媒体・方法:the Arizona Secretary of Stateのウェブサイトの「Contact Elections」のリンクからオンラインで提出
- ⑤ 判決内容(刑事罰の内容):3年6か月の禁固刑



刑事上の責任を問う重要裁判例④

- 4. United States v. v. Tristan H. Kelly and Cody T. Ritchey, Case No. 5:18-cr-00034-DCR-REW (E.D.Ky.)(2018.9.28)
- ① 被告人:Tristan H. Kelly、Cody T. Ritchey
- ② 罪名・根拠法令:学校銃乱射デマ(school shooting hoax、18 U.S.C. 1038)及び実質的な精神的苦痛を与えるためのelectronic system of interstate commerceの使用(18 U.S.C. Section 2261A(2))に該当
- ③ 虚偽情報の内容:別人の名前と写真を用いてSNSアカウントを作成 し、当該アカウントを使用して当該別人が銃器を使って指定された 学校を銃撃すると示唆したこと
- ④ 虚偽情報の発信媒体・方法:Snapchatの投稿及びダイレクトメッ セージ
- ⑤ 判決内容(刑事罰の内容):Kelly氏には禁固21か月、Ritchey氏には禁固27か月



刑事上の責任を問う重要裁判例⑤

- 5. United States v. v Sakoya Blackwood, Case No. 1:22-cr-00460-JMF (S.D.N.Y.)(2023.7.19)
- ① 被告人:Sakoya Blackwood
- ② 罪名・根拠法令:恐喝を意図した州間の通信(interstate communications with the intent to extort、18 U.S.C. Sections 875(d) and 2)、サイバーストーキング(cyberstalking、18 U.S.C. Sections 2261A(2)(B) and 2)及び恐喝(extortion、18 U.S.C. Section 1951s and 2)に該当
- ③ 虚偽情報の内容:複数の虚偽のオンラインIDを作成し、catfishingと 恐喝の方法により、裕福で知名度の高い男性を対象として、元恋人 やメディアの従業員のふりをして、性的に露骨な写真を公開すると 脅したり、未成年者と性交渉を持ったと偽って主張したこと
- ④ 虚偽情報の発信媒体・方法:テキストメッセージ、Twitter (現X)
- ⑤ 判決内容(刑事罰の内容):11か月服役し、3年間の仮釈放



V. (参考) 近年の訴訟提起の動向



近年の訴訟提起の動向

- ➤ ミズーリ州やルイジアナ州等がバイデン政権に対し、同政権がソーシャルメディア企業に対し不当な圧力をかけオンライン・コンテンツを規制することはthe First Amendment to the US Constitutionに違反するとして訴訟提起し、地裁及び控訴裁判所でかかる行為の差止命令が出されたのに対し、米国政府はこれを不服として連邦最高裁判所に上訴し、2024年3月18日、口頭弁論が行われた。原告は共和党、被告は民主党という分裂的な政治情勢を反映した事案と考えられる。
- ➤ Jane Doe氏(15歳)がクラスメイトに対し、AIを使ってDoe氏の写真から衣服をデジタル除去し、写実的なヌード写真のように見える画像を作成して他人に配布したことについて、非合意のディープフェイク画像であるとして、2024年2月5日、ニュージャージー州で訴訟を提起した。
- ➤ ニューヨーク州司法長官であるLetitia James氏が世界最大の牛肉製品生産者であるJBS USAに対し、「2040年までに温室効果ガス排出量を削減し、Net Zeroを達成する」と消費者に大々的に表明したが、当該公約を達成するための計画を策定しておらず、必要な規模の温室効果ガス排出を可能にする実証済みの農業慣行も現在のところ存在しないため、これらの主張は根拠のない誤解を招くものであるとして、2024年2月28日、ニューヨーク州で訴訟を提起した。